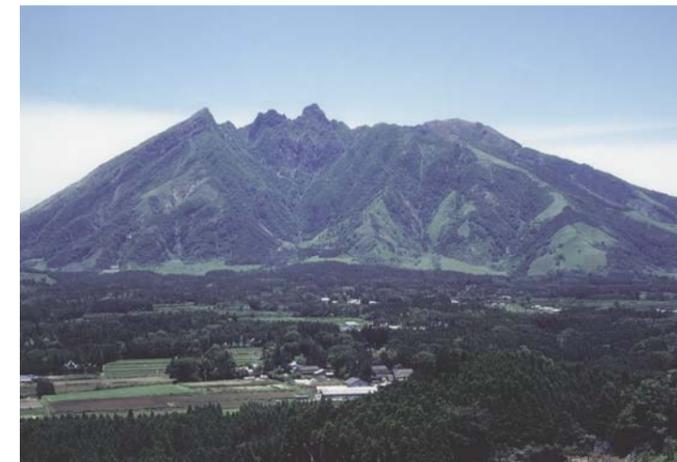


平成 30 年 第 2 回

# 高森町議会 6 月定例会会議録

平成 30 年 6 月 7 日 開会

平成 30 年 6 月 15 日 閉会



## 高 森 町 議 会

6月7日（木）

（第1日）

## 平成30年第2回高森町議会定例会（第1号）

平成30年6月7日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

4番 興梠 壽一君

5番 芹口 誓彰君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （9日間）

自 平成30年6月 7日

至 平成30年6月15日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
6月 7日（木）	本会議	議案審議
6月 8日（金）	休 会	総務常任委員会
6月 9日（土）	〃	
6月10日（日）	〃	
6月11日（月）	〃	文教厚生常任委員会
6月12日（火）	〃	建設経済常任委員会
6月13日（水）	本会議	一般質問
6月14日（木）	休 会	
6月15日（金）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 同意第 4号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

日程第 4 同意第 5号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

日程第 5 同意第 6号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

日程第 6 報告第 2号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

- 日程第 7 報告第 3号 事故繰越に係る繰越計算書の報告について
- 日程第 8 議案第 39号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 40号 平成30年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 10 議案第 41号 平成30年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 11 議案第 42号 平成30年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 43号 平成30年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について
- 日程第 13 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

- |      |           |     |           |
|------|-----------|-----|-----------|
| 1 番  | 牛 嶋 津世志 君 | 3 番 | 後 藤 三 治 君 |
| 4 番  | 興 梶 壽 一 君 | 5 番 | 芹 口 誓 彰 君 |
| 6 番  | 立 山 広 滋 君 | 7 番 | 森 田 勝 君   |
| 8 番  | 本 田 生 一 君 | 9 番 | 田 上 更 生 君 |
| 10 番 | 佐 伯 金 也 君 |     |           |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(18名)

- |           |             |                    |             |
|-----------|-------------|--------------------|-------------|
| 町 長       | 草 村 大 成 君   | 副 町 長              | 本 田 敦 美 君   |
| 教 育 長     | 佐 藤 増 夫 君   | 総 務 課 長            | 沼 田 勝 之 君   |
| 生活環境課長    | 後 藤 健 一 君   | 会 計 課 長            | 古 澤 要 介 君   |
| 健康推進課長    | 阿 南 一 也 君   | 住民福祉課長             | 佐 伯 実 君     |
| 建 設 課 長   | 東 幸 祐 君     | 農林政策課長             | 荒 牧 久 君     |
| 税 務 課 長   | 松 本 満 夫 君   | 政策推進課長<br>兼TPC事務局長 | 田 上 浩 尚 君   |
| 教育委員会事務局長 | 馬 原 恵 介 君   | たかもりポイントセンター事務局長   | 岩 下 徹 君     |
| 政策推進課審議員  | 橋 本 俊 太 郎 君 | 健康推進課審議員           | 野 中 裕 美 子 君 |
| 建設課審議員    | 野 尻 光 也 君   | 税務課審議員             | 丸 山 雄 平 君   |
| 教育委員会審議員  | 古 庄 泰 則 君   | 総務課総務係長            | 住 吉 勝 徳 君   |

総務課財政係長 代宮司 猛 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 安藤吉孝君 議会事務局庶務係長 眞原友紀君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

会議に先立ちまして、5月1日付で監査委員に御就任いただきました古庄良一様から御挨拶をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○監査委員（古庄良一君） おはようございます。

5月1日付で、高森町監査委員の選任を受けましたので、6月議会定例会の貴重な時間をいただき一言御挨拶を申し上げたいと思います。

早いもので、私が役場を退職しまして4年になりますが、在職中は町長様をはじめ執行部の皆さん、それから議会議員の皆さまには心から感謝を申し上げるところでございます。私も在職中、7年間監査事務局の事務に携わってまいっております。監査委員の責務、重責というものは多少は理解をしているところでございます。これからは、心身を整え、健康に留意しまして監査委員の職務に誠心誠意努力を重ねてまいりますことを皆さまにお約束をいたしまして、甚だ簡単ではございますけれども、監査委員就任の挨拶に代えさせていただきます。

今後とも、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

古庄監査委員におかれましては、今後とも重要な役割で大変でございますけれども、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

平成30年第2回高森町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方には、公私共に御多忙中にも関わらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

御承知のように、5月28日に九州北部地方の梅雨入りが発表されたなかでございますが、晴天、天気がよい日も続いているわけでございます。しかしながら、皆さん一番御承知のように、これから本格的な梅雨というところで、災害を伴うような雨の恐れ、そのことに関しましては町民の皆さま、大変御心配なされているかと思っておりますので、しっかり体制を整えて、この梅雨時期に臨んでまいりたいというふうに思っております。今後、町といたしましては防災会議を開くこととしており、防災計画の見直しを行います。防災体制の一層の強化を図って参りたいと思っております。

それと御報告でございますが、議会のほうから高森町議会、南阿蘇村議会のほうから、各町村長宛てに要望書を出していただきました。また、その要望書を南阿蘇鉄道再生協議会にお諮り、要は提案をさせていただきます、先般、東京の国土交通省に協議会会長であります田島熊本県副知事と一緒に行って、要望をやってきたところでございます。地域公共交通網計画、この高森南阿蘇民間業者、地域の住民の代表の方でつくりました。また議長さんも参加していただいて作りました。この公共交通網計画に記載されている事項の後押しをお願いしたいというところの要望をしっかりとやってきたわけでございます。このことによりまして、例えばJRとの連結であったり、例えば新駅の構想であったり、そういう公共交通網計画に載っている後押しに対して、国から今後はいろんな御提案、そしてご教示いただけるのではないかと考えておるところでございます。また、町といたしましては、一番、議員さん方も御心配なされているかと思いますが、町が提案いたしましたこの国土交通省だけではございませんが、特に道路の予算に関する補助金、交付金事業に関しましては、内示というところでございますが、これから本決定をしていくと思っております。ここに関しては、これから調整等もあるかと思いますが、しっかりと補助金の確保に向かって最後の詰めをさせていただければと思っております。

また、4月に人事異動をいたしまして、特に徴収体制の見直し等々に関しましては、現在、渡辺審議員に入ってくださいまして、また、本田副町長もいらっしゃいますので、これから本格的に稼働していく、また、そのベースをつくる期間かなと考えておるところでございます。

また、同時にロアツソ熊本さんとの協定を結ばさせていただきます、これは県内のモデルとしては今後阿蘇のみならず、クラブチームがない地域に県民サッカークラブであるロアツソ熊本さんが、その自治体地域と協力をして、保護者の方々もわざわざ熊本市内まで送迎しなくても、高い月謝プラス送迎賃もいらぬような、そのような環境が構築できればと思、高森町は協定を結ばさせていただきます。教育委員会の皆さんが、高スポの皆さんが特にロアツソ熊本さんとのこの長く培ってきた良い信頼関係のもと、現在では政策推進課も入りまして、しっかりとこの協定に基づいて来春の「(仮称)ロアツソ熊本ジュニアスクール」、要はロアツソ熊本のクラブチームを阿蘇のなかにと、高森のみならず南阿蘇、阿蘇市、小国の子ども達も一緒に学べるような環境をできれば設定してまいりたいと考えておるところでございます。

また、最後になりますが、高森町に熊本地震のあとにキッチンカーを無償で貸し

ていただきまして、人も出していただいて、数多い御指導と御協力、御理解をいただきました福島県相馬市の立谷秀清市長さん、高森町でも防災講演をしていただきましたが、全国市長会の会長という、本当になかなか相馬市の規模ではなれないのではないかなと思えるような地方6団体の、特に一番3団体、全国知事会、全国市長会、全国町村会のこの3つの団体の市長会のトップに、会長に昨日選挙で選ばれたと。そして、ぜひとも皆さんに、議会の皆さん、そして特に職員の皆さんによりしくお伝えくださいという御伝言をいただきましたので、あわせて御報告をさせていただきますと思います。

今定例会に御提案いたします案件は同意3件、報告2件、条例改正及び補正予算に係る議案5件、計10件でございますので、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成30年第2回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番 興梶壽一君、5番 芹口誓彰君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成30年第2回高森町議会定例会の会期につきましては、本日6月7日から6月15日までの9日間と決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月15日までの9日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 同意第4号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

○議長（田上更生君） 日程第3、同意第4号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第4号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

現在、高森町職員懲戒審査委員会委員を務めていただいております山邊健二氏は、平成30年6月30日をもってその任期が満了されますが、引き続き同委員を務めていただきたく選任するものであります。当氏は人格識見高く、市町村職員懲戒審査委員会委員として適任者であります。同委員の選任については地方自治法施行規程第17条第5項の規定により、議会の同意を得る必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第4 同意第5号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

○議長（田上更生君） 日程第4、同意第5号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任

についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第5号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、高森町職員懲戒審査委員会委員を務めていただいております江藤明徳氏は、平成30年6月30日をもってその任期が満了されますが、引き続き同委員を務めていただきたく選任するものであります。当氏は人格識見高く、市町村職員懲戒審査委員会委員として適任者であります。同委員の選任については地方自治法施行規程第17条第5項の規定により、議会の同意を得る必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第5 同意第6号 高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について

○議長（田上更生君） 日程第5、同意第6号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第6号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、高森町職員懲戒審査委員会委員を務めていただいております阿南一也氏は、平成30年6月30日をもってその任期が満了されるため、後任として副町長

本田敦美氏を同委員に選任するものであります。同氏は市町村職員懲戒審査委員会委員に適任者であります。同委員の選任については地方自治法施行規程第17条第5項の規定により、議会の同意を得る必要があるため、御提案申し上げます。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第6号、高森町職員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第6 報告第2号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

○議長（田上更生君） 日程第6、報告第2号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） おはようございます。

報告第2号で御提案いたしました、平成29年度高森町繰越明許費に係る繰越計算書の報告について、提案理由の説明をいたします。

平成29年度高森町一般会計予算の繰越明許費は、別紙平成29年度繰越明許費繰越計算書のとおりでございまして、平成30年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をするところでございます。

繰り越しました内容につきましては、平成29年度補正予算第9号及び第10号で報告している事業でありまして、総額につきましては5億3,517万2,000円であります。各事業とも早期の完了を図ってまいりたいと思っております。

以上、報告といたします。

○議長（田上更生君） ただいま報告が終わりましたが、本件は報告事項でございますけれども、質疑があれば質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第2号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを終了します。

-----○-----

#### 日程第7 報告第3号 事故繰越に係る繰越計算書の報告について

○議長（田上更生君） 日程第7、報告第3号、事故繰越に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） 報告第3号で御提案いたしました、平成29年度高森町事故繰越に係る繰越計算書の報告について、提案理由の説明をいたします。

平成29年度高森町事故繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、報告をするものであります。

平成28年度震災復旧緊急対策経営体育成支援事業につきましては、平成28年4月に発生しました熊本地震により11の農業用施設が被災いたしました。そのうち7カ所の施設におきましては、軽微な修繕や被災申請者からの早期の申請により、平成29年度の繰越予算で竣工いたしました。残りの4施設におきまして比較的修繕規模も大きく、地震による人手不足と資材の入手が困難であったため、今回の事故繰越となりました。今後、12月まで完了する予定でございます。

以上、報告いたします。

○議長（田上更生君） ただいま報告が終わりましたが、報告事項でございますけれども、質疑があれば質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第3号、事故繰越に係る繰越計算書の報告については終了いたします。

-----○-----

#### 日程第8 議案第39号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第8、議案第39号、高森町国民健康保険税条例の一部改

正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 松本満夫君。

○税務課長（松本満夫君） おはようございます。

議案第39号で御提案いたしました高森町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

御承知のように、平成30年4月から国民健康保険の保険者に熊本県が加わり、また熊本県が国保財政の運営を担います。今回の改正につきましては、熊本県から示された標準保険料率とするものであります。なお、平成30年5月24日に高森町の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催しましたが、同協議会からの答申においても、熊本県から示された標準保険料率によることの同意を得ております。

改正内容につきましては、被保険者に係る所得割の税率の改正と均等割額と平等割額の改正を行っており、詳細につきましては新旧対照表のとおりでありますので、御覧いただきたいと思います。

以上、今回の改正につきまして、その概要を説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第40号 平成30年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第9、議案第40号、平成30年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第40号で御提案いたしました、平成30年度高森町一般

会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ978万1,000円を追加し、予算の総額を48億189万2,000円とするものでございます。

予算書の5ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正につきましては、地域おこし協力隊が使用するパソコンのリース料について、新たに期間と限度額を設定するものと、既に設定しているものの限度額を変更するものでございます。新たに設定するものにつきましては、予算書14ページを見ていただきたいと思います。第2款第1項第22目、公共交通対策費で計上しておりますので、申し添えさせていただきます。

予算書の6ページをお開きください。

地方債の補正でございます。当初予算で計上させていただきました避難所備蓄倉庫の設置事業につきましては、追加での借り入れが可能となりましたので、390万円追加計上しております。

続きまして9ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。第12款分担金及び負担金につきましては、南阿蘇村と共同で実施いたします南阿蘇鉄道関係の調査業務委託に係る南阿蘇村の負担分500万円を計上いたしました。本町の負担分は南阿蘇村と同額の500万円となり、歳出には合計1,000万円を計上させていただいております。なお、歳出の詳細は後ほど概要書を使って御説明いたします。

続きまして、10ページをお開きください。

第18款繰入金につきましては、財源調整のため財政調整基金を1,937万2,000円減額計上させていただいております。第20款諸収入につきましては、こちらも後ほど歳出の際に概要書を使って御説明を申し上げますが、昭和公民館の新規建て替えに係る補助として1,500万円を計上をいたしております。

続きまして、11ページをお開きください。

第21款町債につきましては、先ほど御説明をさせていただきましたとおり、避難所備蓄倉庫の設置事業につきまして、390万円計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

12ページをお開きください。今回、全般的に職員の人事異動に伴う給料及び職員手当、共済費等の増減を行っております。第2款第1項第5目、財産管理費につきましては、高森温泉館及びガラスハウスの公売に係る不動産鑑定委託料等の経費を計上いたしました。これは高森温泉館及びガラスハウスの売却公募をするにあた

り、売却予定価格を決定する必要があることから、不動産鑑定評価並びに土地の分筆登記を実施するためのものであり、373万8,000円を計上させていただきました。なお、評価を受けて今年度から年4回実施予定の高森町公有財産評価委員会において、予定価格を協議する予定としております。

続きまして、13ページをお開きください。

第2款第1項第10目、企画費及び同第11目地域振興費につきましては、主に地域おこし協力隊の活動に係る経費の組み替えを行っております。地域おこし協力隊につきましては、議員の皆さま御承知のように、その活動に係る経費が1人あたり400万円まで特別交付税で措置される制度でございます。当初予算ですでに計上してはいましたが、今回、それぞれの隊員の事業計画に応じ、400万円の枠の中で必要な経費の増減を行っております。

最後に予算書とは別に、プリントしております補正予算概要書に沿って、主な事業について御説明を申し上げますので、御準備をお願いいたします。

1ページ、表紙のページをお開きください。

「コミュニティ助成事業」宝くじの採択の補助事業ですね、助成金について御説明申し上げます。こちらにつきましては、宝くじ助成金の採択を受けまして、老朽化した昭和公民館を新たに新建築するものでございます。新公民館の建設により位置的な特性を活かした地域コミュニティ活動の拠点となるだけでなく、地震や豪雨等の有事の際は、避難場所としての活用も期待できるのではないかと考えております。現時点では、建設予定地は商工会東側を予定しており、工事は平成31年3月に完了予定でございます。

2ページをお開きください。

「南鉄費用対効果調査業務委託」について、御説明申し上げます。

こちらにつきましては、南阿蘇鉄道の創造的復興をめざし、南阿蘇地域と熊本都市圏とのアクセス利便性の向上を図るため、JR豊肥本線との接続強化に係る調査を実施するものでございます。これは、昨年度策定いたしました、冒頭の御挨拶で申し上げました「南阿蘇鉄道沿線地域公共交通網形成計画」に基づいて実施するものであり、南阿蘇鉄道の豊肥線乗り入れ等に係る効果測定、収支採算性の精査をいたします。

事業費につきましては、歳入の御説明の際に申し上げましたとおり、南阿蘇村と500万円ずつ負担し合うものであり、事業総額が1,000万円となっております。なお、このB/C効果測定に関しましては、冒頭の御挨拶に申し上げましたよ

うに、高森町議会、南阿蘇村議会の議会のほうからの要望というところもございまして、要は熊本県が再生協議会のなかでも活発な議論、そして地元のやる気というところを感じていただけたのではないかと考えておりますので、改めまして両議会にお礼を申し上げたいと思っております。

続きまして、3ページを御覧ください。3ページというのは、番号3ですね。「高森東学園校区児童見守り事業」について、御説明を申し上げます。

この事業は、学童保育に代わり、高森東学園校区独自の見守り事業の実施を支援するものになります。具体的には、高森東学園義務教育学校の児童を対象として、スクールバスの最終便まで児童の見守りを実施する地元団体に対しまして、町から30万円を支援いたします。負担金の内訳といたしましては、人件費や交通費等を想定をいたしております。

続きまして、4ページをお開きください。

「埋蔵文化財発掘調査」について、御説明を申し上げます。こちらにつきましては、草部南部地区の農業基盤整備に伴う事前調査として、埋蔵文化財の発掘調査を実施するものになります。具体的には、平成32年の農業基盤整備着工に向けまして、これまで実施してきた「地形図作成」及び「換地等調整」に続き、この該当地区の埋蔵文化財の有無について調査するものでございます。調査に係る賃金及び機械借上げ代、派遣学芸員の旅費等371万3,000円を計上させていただきました。

事前調査結果を本年度の10月までに熊本県に報告することとなりますが、調査の結果、本調査が必要であると判断された場合、調査に係るこの経費を補正予算で改めて計上させていただくことになります。

続きまして、5ページをお開きください。

「ASO観光復興加速化委員会負担金」について、御説明申し上げます。観光関係の負担金として今回、3事業を計上させていただきましたが、こちらにつきましては熊本県、阿蘇郡市の7市町村の観光協会等で設立された阿蘇広域観光連盟等で構成される委員会への負担金となります。

具体的な取り組みに関しましては、クレジットカードや電子マネーでの決算システム導入に向けた取り組みです。また約10年前に、阿蘇地域全体で策定いたしました「阿蘇サインガイドライン」の普及・定着に向けた取り組み、英語版総合パンフレットの作成等を予定しております。

本町の負担金といたしまして、阿蘇郡市7市町村で人口割により算出いたしました

た約71万円を計上いたしました。こちらにつきましては、当町といたしましては熊本地震復興基金を活用予定としており、実質的な町の負担は約36万円となります。

続きまして、6ページをお開きください。

観光関係負担金の2つ目、「阿蘇モビリティツーリズム負担金」について御説明申し上げます。

主な取り組みとして、阿蘇地域が熊本地震から単なる復旧復興にとどまらず、新しい客層を開拓して、そしてこの創造的な復興に向かうというところがございますが、現在やっぱり二次交通自体が断絶しているというところがございます。だからこそ、バイクやサイクリングといった阿蘇地域の自然景観を楽しむことを目的とした新たな観光スタイルを定着させるための取り組みになるということがございます。

具体的には、ライダー、要はバイクのライダーのバイカーの方やサイクリストにとっての聖地確立に向けた情報発信を行っていくため、全国メディアとタイアップしたプロモーションを実施したり、9月29日から10月14日までの期間を「阿蘇バイクウィーク」と位置付け、各メーカーのバイクイベントを阿蘇地域全体で実施する予定としております。

事業費総額は960万円、そのうち高森町の負担分の20万円を計上させていただいております。

7ページを御覧ください。

観光関係の負担金としては3つ目の事業であります「阿蘇南外輪周遊広域連携事業実行委員会負担金」について、御説明申し上げます。

こちらにつきましては、平成28年度に高森町と山都町で創設いたしました「九州おへそロード」の規模の拡大をめざし、また復興への歩みを加速させるため、各地の魅力を発信するためのツール開発や地域連携事業等の取り組みになります。

今年度から新たに南阿蘇村、御船町、西原村に加わっていただき、さらに広範囲での取り組みが期待されます。具体的な取り組みといたしましては、九州おへそロードのPRのため、エリア全体の情報を集約したパンフレットの製作や、レシートラリーの実施等を予定をいたしております。

全体事業費から熊本県が補助していただく分を差し引きまして、構成市町村で均等割をした20万円が、今回計上させていただきました高森町の負担分となります。

8ページをお開きください。これは最後でございます。「商店街にぎわい復興支援事業助成金」について御説明申し上げます。

こちらにつきましては、熊本地震により被災した商店街等の創造的な復興を促進をするために、熊本地震復興基金交付金のメニューとなっている事業でございます。

具体的には、商店街や商工会などが実施する、にぎわい創出及び売上向上に資するイベント等に必要な経費に充てることができる補助率100%の事業でございます。今回、上限額の100万円を計上させていただきました。

事業につきましては、今後、政策推進課と商工会等で連携を図りながら、実施していく予定としております。

今回御提案しております補正予算について、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） 1番、牛嶋でございます。

今説明がありましたなかで、基盤整備に伴う埋蔵文化財発掘調査とありますが、これは今まで基盤調査を計画するなかで草部地区でそういう埋蔵文化財というのがあったというか、そういう資料が出てきたとかいう、そういう今まで地区でそういうのがあったなかでの調査でしょうか。全然、新たに調査をするのでしょうか。高森町では、幅・津留遺跡のように大幅に工期が遅れて、まだ工事が完了していません。そういうのがございますので、そこらあたりの確認をちょっとやりたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 荒牧久君。

○農林政策課長（荒牧 久君） おはようございます。

1番、牛嶋議員の御質問にお答えいたします。

この基盤整備に伴う発掘調査、これにつきましては事前の草部地区におきましては、埋蔵文化財がある場所の地図が教育委員会にありますけれども、この第一草部地区の事前調査としまして、県から依頼がありまして、これをしないと国の補助を受けられないということで、県から調査依頼がありまして、私ども、事前の調査をしましたところ、県のほうも確かに吉見神社周辺の水田におきまして、それらしい埋蔵文化財が発生したということで、私たちも後日その周辺を調査しまして、私た

ちも一緒に再確認したところであります。そこで、県のほうからこの調査をしないと事業が進んでいかないということですので、まず、試掘をします。この試掘の調査の結果を踏まえて、穴を掘って、2メートルぐらい掘るんですけども、その中にそういった生活痕跡とか、そういうものが発生しました場合、本調査に進むようになります。しかし、本調査につきましては、この基盤整備と同時進行で行ってよいということですので、他の地区の基盤整備を進めながら、その発掘本調査になれば本調査も同時に進んでいくということでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほか、質疑ございませんか。

10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番、佐伯でございます。

今、牛嶋議員から草部地区の基盤整備についての埋蔵物の調査ということで質問がございましたが、現在進行中だと思います。いろんな下準備、地域の皆さんも含めて。できれば、当初の計画、かなり広い面積でグループ毎に分けてあったということですけど、その計画がどの程度、発生時期からすれば、もし工事に入れば、何割ぐらいの達成ができるのかということ、もし現時点で分かれば教えていただきたいと思っております。

それと、この一般会計の補正予算なんですが、町長の説明のなかで言われましたとおり、人事異動に伴うものがかなり含まれております。私も連日役場に出向いておりますけれども、なかなか職員の皆さん方の顔と名前というのを覚える暇がありそうでないんですね。そこでちょっと確認をさせていただきたいんですが、現在、高森町のこの庁舎内にいらっしゃる職員さん達、正職員の方、各課ごとに正職員が現在何名いらっしゃるのか。それに、臨時職員がいらっしゃいます。非常勤の職員がいらっしゃいます。任期付がいらっしゃる、再任用がいらっしゃる。そういうような形で、それぞれ雇用の形態が違うと思っております。それが各課ごとにどういう割合でいらっしゃるのかを、お知らせをいただきたい。それと、審議員というポストがございますが、この審議員についても職員から上がられた審議員の方、外部から来られた審議員の方、この方たちについてのポジション、要するに職員としての位置はどういう位置に属されるのかということ、お聞かせをいただきたいと思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 荒牧久君。

○農林政策課長（荒牧 久君） 10番議員の佐伯議員の御質問にお答えをいたしま

す。

この第1草部地区と今回の事業の名称はしておりますけれども、その第1草部地区が全体の基盤整備のなかで基盤整備が完了した場合、どのぐらいの達成率になるかということだと思います。草部全体を大体この第1草部地区が13ヘクタールぐらい基盤整備を行う予定でございます。ですので、全体としましては、要望がどういふふうに上がってくるかは今後分かりませんが、全体の大体40%ぐらいには達成というような計画でございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君） 10番、佐伯議員の質問にお答えいたします。

各課の職員、再任用、任期付、臨時職員、非常勤職員、それぞれの人数ということではよろしいでしょうか。

それでは、各課ごとに申し上げます。

議会事務局、職員が2名でございます。総務課、職員が8名、再任用2名、任期付1名、以上でございます。生活環境課、職員3名、再任用2名、非常勤が2名でございます。それと政策推進課、職員が11名、臨時職員1名、非常勤が6名でございます。それとTPC事務局、職員4名、非常勤が1名でございます。会計課、職員が2名でございます。税務課、職員が9名、任期付1名、臨時1名でございます。住民福祉課、職員8名、再任用1名、任期付3名、非常勤が1名でございます。住民福祉課のなかですが、保育園職員が7名、再任用が2名、任期付が2名、非常勤が3名でございます。健康推進課、職員が11名、任期付が1名、非常勤が3名でございます。農林政策課、職員が8名、再任用1名、非常勤が5名でございます。建設課、職員が8名、再任用が1名でございます。最後に教育委員会、職員が7名、任期付が1名、臨時が1名、非常勤これは給食担当業務とかがありますので16名となっております。以上でございます。

それと審議員の位置付けということですが、役場職員として審議員になられる方は課長と同等職、職務の内容が課長と同程度の職ということで、経験年数とか勤務年数ですね、それによって審議員ということで肩書を付けております。また、外部から来られる方で審議員の位置付けをしておりますのは、高度の専門知識とかそういうところを持たれて、専門的な知識経験を有する期間に限って、業務に従事していただくということで、前職というか前の職が専門職ということで位置付けをして、そのなかで経験年数等勘案して、審議員という役職、職務の階級に位置付けし

ているところであります。以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

今、役場に住民の方がいらっしゃいます。その際に、今現在、職員の方たちは高森町のシャツを着ていらっしゃいますから大体分かるんですけども、なかなかその中で、いろいろとちょっと深く立ち入った相談をする際において、やっぱり正職員として入って来られた職員の方たちは、それぞれ責任をもとに話をされます。これはもう全職員一緒なんですけれども、これは臨時とか再任用とか関係なく皆さん相手はされるんですけども、ただ、やはり雇用の形態によってはそういうふうに、皆さんが気にされる、住民の方々が気にされるということがあるものですから、敢えて聞かせていただきました。

それとやっぱり重要なのは、私は一番重要なのは、この審議員という立場の方たち、今、総務課長が言われた前職において高度な能力を発揮されていらっしゃる、いろんな自分なりの取り柄じゃないんですけど、技術を持たれた方たちをこの役場の中で利用させていただくということで、今課長待遇、審議員さんたちはそうなんですけど、しかしながら外部から入って来られる方たちの審議員をどういう形で、定年後の方もいらっしゃいますから、どの程度の任期でいかれるのか。相手の要するに審議員というのは特命事項で町長が何かやろうと、こういうことをしたいと言われたときに、部署の専門の仕事をしていただくために、そういうエリートを呼んで来られたということで、私は認識しております。ですから、そうなった場合において、じゃあ、この方たちの任期は何年なのかというのが、ちょっと私分からないものですから、臨時、非常勤の方たちについては毎年毎年更新だろうと思います。任期付、再任用の方たちはその契約書の範囲内での採用であると思います。しかしながら、外部から来られた審議員の方たちは、目的が終われば出て行かれるのか、じゃあ目的が終わったあとまた新たな目的を作って、そちらのほうでお願いしてやっていくのか。ゴールが見えてくるとどうなるかということが不安であると思います。ですから、そのあたりの考え方というものを町長にお聞きをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番、佐伯議員の御質問にお答えをさせていただきます。

審議員というポジションは、先ほど沼田総務課長がお答えになったとおりだと思います。現状、私とその任期と期間ということでございますが、そもそも自治体にとって非常に効果がある、そして施策が進むというところを目指して、外部から特

別に経験を持たれた方に来ていただいております。議会からの御指摘だったり、議会からの御教示であったりいただいた税務課に関しては、現在熊本県で長く携わられた方が新任の審議員として来ていただいております。当然、徴収体制の見直し、強化、税の徴収と、そしてそこに料というところの総合的な厚みを作っていくためには、やはり数年度はかかるのではないかなと考えておるところでございます。当然、ご本人のこれ御意志もあられるかと考えているところでございます。

また、教育委員会に関しましては、佐藤教育長先生のですよね、新高森町教育プラン、これは基本的には現在CIA補佐官というところの補佐というところの役割が非常に大きいということが第1期計画で実証されました。現在、新しく第2期の新高森町教育プランを遂行するにあたり、やはり現場経験が非常に豊かな経験者、そして人と人をつなぐその役割をしっかりといただいて、新高森町教育プランの創成期から携わっていただいている方に、審議員として来ていただいているところでございます。

議員がお聞きになられた「任期は何年」というところに関しましては、それぞれの施策の進み具合があると思いますので、また議会の皆さまから御教示いただきながら、いろんな形で議論していければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 審議員の方がそれぞれ前職でいろいろ活発に活動されていらっしゃるし、その実績を見込んで継続性も考えながら、おそらくその課において、その局において頑張っていただくために、実績を上げてもらうために、その課が一応お願いをされていると思います。税務課においても、滞納事務がございますし、それをどうやって解決するかということが長年の課題でございました。そういうわけで、審議員の方をお願いして、審議員に来ていただいておりますものだと考えております。

しかしながら、やっぱりそれぞれ役場の職員が管理職、課長になるためには、やっぱり最低でも30年近く各課を横断してきます。そして、住民の方たちと色々な話をしてきて、県や国の方たちと色々な勉強をしていきながら、その実績を踏まえてこの議場の中に管理職として座っておられるわけですね。そのなかで、やはり町長の政策において、こういうことが必要だからここから審議員を入れるということになってくると、やっぱりその課におけるホストの長が、要するに税務課で言えば税務課長、そうすると教育委員会で言えば教育委員会の事務局長あたりが、安易に

頼ることがないようにしないと、やっぱりこの方たちもエリートになって、要するにエキスパートになってもらわなければ困るんです。やっぱり、役場の税務課を卒業したあとには税務課の徴収業務、いろんな形でやはり審議員としてでも、再任用じゃなくて審議員としてでも残れるように。教育委員会の事務局長も、教育関係で経験者として審議員として残れるように。やはり、この庁舎内の職員を育てるということを考えれば、そういう手段を今後は考えていかないと、やはり一番早いと思うんですね。やっぱりエキスパート、いろんなところを探せばいらっしゃいますから。しかしながら、やはりできればそういうふうに育てることを優先的に考えていただけるようお願いをしたいと思いますので、今回、人事異動で予算のいろんな移動がございましたけれども、なるべくそういうことがないように、私は異動は最小限度で押さえていただいて、エキスパートをつくっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） そのほか、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第41号 平成30年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第41号、平成30年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） おはようございます。

議案第41号で提案いたしました平成30年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正を、第1条で歳入歳出予算の総額から653万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,262万7,000円とするも

のであります。

6ページをお開きください。

歳入予算について御説明申し上げます。6款1項1目保険給付費交付金、146万2,000円、10款1項1目一般会計繰入金を507万円、それぞれ減額しております。

続きまして、7ページを御覧ください。

歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。1款1項1目、一般管理費を507万円減額しております。業務見直しが行われ、本年度より国民健康保険税の賦課徴収に係る事務が税務課に移管したことに伴い、国民健康保険係の職員を1名減額したことに伴うものであります。6款2項1目特定健康診査等事業費につきましては、任期付短時間職員給与に伴うものであります。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第42号 平成30年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第11、議案第42号、平成30年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 東幸祐君。

○建設課長（東 幸祐君） おはようございます。

議案第42号で御提案いたしました、平成30年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、4月1日付で行われました職員の人事異動に伴う人件費の補正を行うものであり、歳出予算のみの補正を計上しております。

6ページをお開きください。第1款水道費の一般管理費におきましては、職員の人件費に係る給料、職員手当等、共済費につきまして今年度の見込み額により補正を比較しております。また、第4款予備費につきましては、人件費補正に係る調整額を計上いたしました。

以上、今回提案をしております補正につきまして御説明しましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、提案説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第12 議案第43号 平成30年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第12、議案第43号、平成30年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 田上浩尚君。

○政策推進課長（田上浩尚君） おはようございます。

議案第43号で御提案いたしました、平成30年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について、御説明いたします。

今回の補正は、規程の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ1,050万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,822万7,000円とするものでございます。

歳入について、御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

2款の繰入金、第1項第1目1節の基金繰入金につきましては、自治体基金から

の繰入れを1,050万1,000円を計上いたしております。

次に歳出について、御説明申し上げます。

7ページを御覧ください。

第1款事業費、第1項第1目19節負担金補助及び交付金におきまして、1,050万1,000円を計上しております。これは、鉄道施設総合安定対策事業費補助金でございます。枕木の交換や車輛の点検等の費用の補助となっております。当初予算で752万7,000円を計上しておりましたが、国費や県費等の補助の内定がありましたので、差額の1,050万1,000円を計上させていただきました。

以上、今回提案しております補正予算について、御説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

### 日程第13 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第13、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

6月8日から6月12日まで及び6月14日を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、6月8日から6月12日までと6月14日を休会とすることに決定しました。

なお、各常任委員会が開かれますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午前11時12分